

廃棄物集積所設置補助金交付要綱

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 183-1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、自治会が廃棄物集積所（以下「集積所」という。）設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「集積所」とは、一般家庭から排出される廃棄物の集積場所として自治会が設置するごみ及び資源物の構造物(建築物等に附設されている構築物で、その中にごみを集積できるもの。以下「構造物」という。)並びに集積容器（主に燃えるごみを収納することができる箱状の形態の物で移動が可能なもの。以下「集積容器」という。）をいう。

(補助の対象及び交付要件)

第 3 条 第 1 条に規定する補助の対象となる事業は、自治会が設置する集積所の新設又は既存の建替えとし、次の要件を備えたものをいう。

- (1) 集積所は設置前に必ず協議を行うこと。
- (2) 集積所を設置する土地は自治会において確保し、事前に土地所有者及び関係者の承諾を得ること。
- (3) 集積所は、ごみ収集のための車両の通行に支障のない場所に設置されるとともに、収集の際に他の通行に支障とならない場所に設置されること。
- (4) ごみ集積所の構造物は次の規格に適合していること。
 - ア 構造物は、鉄骨、軽量鉄骨又は不燃材を使用し、土間及び基礎はコンクリート造り及び鉄板とし、トタン等不燃材の屋根、扉、囲いのあるものとする。
 - イ 構造物は、扉の高さ 1.8 メートル以上、間口 3 メートル以上、奥行 1 メートル以上等が十分確保されているとともに、利用する世帯数等を勘案し、必要な容量が確保されていること。
 - ウ 構造物は可燃物、不燃物の区別をし、それぞれに幅 1.2 メートル以上×高さ 1.8 メートル以上の引き戸等を、また区別が困難な場合は、引き戸等の開口部が幅 1.5 メートル以上×高さ 1.8 メートル以上にすること。
 - エ 構造物は可能なかぎり水道設備を設置し、排水設備は正面以外に設けること。
- (5) 資源物集積所の構造物は次の規格に適合していること。
 - ア 構造物は、資源回収全品目が収納できるものとし、間仕切り、土間

コンクリート、扉、囲いについては雨風等を考慮し、必ずしもその有無は問わない。ただし、扉設置の場合は各品目の中間に幅 1.5 メートル以上の入口を設置すること。

イ 集積所は、責任をもって火気の管理ができ、資源回収日には、必ず整理・整頓をすること。

ウ その他前号アからウまでを準用する。

(6) 集積容器は次の規格に適合していること。

ア 構造は金属製であること。

イ 上部開閉式の場合は、容器の底まで容易に手が届くような構造であること。

ウ 前部開閉式の場合は、容器の奥まで容易に手が届くような構造であること。

エ 容量は、そのごみ容器を利用する戸数に見合ったものであること。

オ ふたは突発的に閉じないような構造であること。

2 集積所の整理統合を図るため、設置基準については、1 自治会あたりにつき、ごみ集積所は 30 世帯に 1 か所程度、資源物集積所は 80 世帯に 1 か所程度とし、原則的に単年度に 2 か所以内とする。ただし、広範囲に散在する集落を擁する自治会である場合はその都度協議するものとする。

3 自治会は、集積所の日々の管理及び必要な補修を行い、集積所の設置を起因とする苦情等が寄せられないよう努めなければならない。この場合において、苦情等が寄せられたときは、自治会において解決するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 第 1 条に規定する補助金の額は、集積所の設置費用の内、総工事費の 2 分の 1 とし、設置場所 1 箇所につき 100,000 円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請手続き)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするものは、廃棄物集積所設置補助金交付申請書(様式第 1 号)に基づき関係書類添付のうえ、市長に提出しなければならない。

関係書類各 1 部

集積所の位置図、平面図、立面図、見積書、要望書、確約書(様式第 2 号)、建築確認申請確認済書(写し)

(補助金の交付決定)

第 6 条 前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することに決定したときは、廃棄物集積所設置補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の決定を受けたものは、着手届の写しを市長へ提出しなければならない

らない。

(実績報告)

第7条 前条の決定を受けたものは、工事が完了したときは、廃棄物集積所設置状況実績報告書(様式第4号)に関係書類添付のうえ市長に提出しなければならない。

(1) 関係書類各1部

集積所の位置図、平面図、立面図

集積所の完成写真(正面・側面)

集積所建設工事にかかる領収書(又は写し)

完了届(写し)

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、内容等を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し、廃棄物集積所設置補助金確定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の確定を受けたものは、請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

(1) 補助金の交付決定内容、交付条件等に違反したとき。

(2) 実績報告書の提出がなく、又は調査に対する拒否があったとき。

(補助金の交付決定等の見直し)

第11条 市長は、当該補助金について毎年度見直しを行い、補助金の額並びに交付の可否について決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日より施行する

(合併前の告示の適用)

2 松阪市廃棄物集積所設置補助金交付要綱の規定は、平成17年3月31日まで、なおその効力を有するものとする。

附 則(平成19年12月7日告示第333号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年12月18日告示第347号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 14 日告示第 282 号）

この告示は、公表の日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の廃棄物集積所設置補助金交付要綱（平成17年松阪市告示第183-1号）の規定は、この告示の公表の日以後に申請が行われる廃棄物集積所設置補助金について適用し、この告示の公表の日より前に申請が行われた廃棄物集積所設置補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

廃棄物集積所設置補助金交付申請書

年 月 日

（あて先） 松阪市長

申請者住所

自治会名

自治会長

印

年度において廃棄物集積所設置補助金について 円
を交付されるよう、廃棄物集積所設置補助金交付要綱第 5 条の規定により、
次の関係書類を添えて申請します。

記

関係書類

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 集積所の位置図、平面図、立面図 | (各) 1 部 |
| 2. 集積所設置工事に係る見積書 | 1 部 |
| 3. 要望書 | 1 部 |
| 4. 確約書（様式第 2 号） | 1 部 |
| 5. 建築確認申請確認済書（写し） | 1 部 |

様式第 2 号（第 5 条関係）

確 約 書

廃棄物集積所の設置に伴い当該物件に関し問題が発生した場合、自治会で全責任をもって対処し、市には一切迷惑をかけることを確約します。なお、収集日の朝以外は、ごみ・資源物を集積所に出さないことも確約します。

年 月 日

（あて先） 松阪市長

松阪市

町

番地

自治会名

自治会長

印

様式第 4 号（第 7 条関係）

廃棄物集積所設置状況実績報告書

年 月 日

（あて先） 松阪市長

申請者住所

自治会名

自治会長

印

年 月 日付け松清管指第 号で、廃棄物集積所設置補助金の交付決定の通知があった廃棄物集積所設置について、廃棄物集積所設置補助金交付要綱により、その状況・実績の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 集積所の位置図、平面図、立面図 | 1 部 |
| 2. 集積所の完成写真（正面・側面） | 各 1 部 |
| 3. 集積所の建設工事に係る領収書（又は写し） | 1 部 |
| 4. 完了届（写し） | 1 部 |

様式第 6 号（第 9 条関係）

請 求 書

一 金 円 也

年度、廃棄物集積所設置補助金として、上記の金額を請求します。

年 月 日

松 阪 市 長 様

住所 松阪市 町 番地
自治会長
氏名 印

振込口座

金融機関名 銀行、信用金庫、農協組合、漁協組合 本店、支店、出張所

預金種目 当座・普通・総合

口座番号

フリガナ

口座名義

委 任 状

一 金 円 也

ただし、廃棄物集積所設置補助金頭書の金額の受領に関する一切の権限を下記の者に委任致します。

年 月 日

委任者 住所 松阪市 町 番地
自治会長
氏名 印

受任者 住所 松阪市 町 番地
氏名 印

要 望 書

平素は、自治会活動に格別のご協力、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

当自治会の集積所は、露天集積所でのら犬・のら猫等がごみを散乱させ、臭気や汚水がひどく町の美化や環境衛生の面からも廃棄物集積所を新設いたしたく補助金の交付をお願いします。

年 月 日

(あて先) 松阪市長

松阪市 町 番地

自治会名

自治会長

印

事業着手届

年 月 日

(あて先)

自治会

住所又は所在地
請負者 商号又は名称
代表者指名

印

下記のとおり、事業着手いたしますのでお届けします。

記

1. 事業場所 松阪市 町 地内
2. 事業名 _____
3. 請負代金額 金 _____ 円
4. 着手年月日 年 月 日
5. その他必要事項

事業完了届

年 月 日

(あて先)

自治会

住所又は所在地
請負者 商号又は名称
代表者指名

印

下記のとおり、完了いたしましたのでお届けします。

記

1. 事業場所 松阪市 町 地内
2. 事業名 _____
3. 請負代金額 金 _____ 円
4. 完了年月日 年 月 日
5. その他必要事項